江戸川区立葛西第二中学校の改築に係る工事における随意契約の締結について

江戸川区立葛西第二中学校の改築に係る以下の対象工事については、これまでの入札結果や、設計図書等の資料請求実績を有する事業者等へのサウンディング調査(改築工事のみ実施)の結果を踏まえ、入札と比べ随意契約による方が契約目的を確実に達成できる可能性が高いこと、再度入札を実施した場合に、契約の締結及び履行の時期を失する恐れがあることから、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号及び第6号による随意契約を締結することとしました。

【対象工事及び入札等の状況】

建築工事				
工事件名	入札方法等	開札日	結果	
		令和 6 年 2 月 28 日	不調(全者辞退)	
	社会的要請型総合評価 一般競争入札	令和6年7月31日	不調(全者辞退)	
江戸川区立葛西第二中学 校改築工事	14X,100L 1 - 7 X 1 L	令和7年2月28日	不調(全者辞退)	
KAXT J	制限付一般競争入札		不調(参加なし)	
	8号随意契約		不成立	
電気設備工事				
工事件名	入札方法等	開札日	結果	
	社会的要請型総合評価一般競争入札	令和 6 年 2 月 28 日	入札打切り	
江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工		令和6年7月31日	入札打切り	
事		令和7年2月28日	入札打切り (落札者選定済)	
	機械設備	工事		
工事件名	入札方法等	開札日	結果	
江戸川区立葛西第二中学 校改築に伴う機械設備工		令和6年2月28日	入札打切り	
	社会的要請型総合評価	令和6年7月31日	入札打切り	
事	一般競争入札	令和7年2月28日	入札打切り (落札者選定済)	

【随意契約の根拠法令】

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号(抜粋)

(随意契約)

- 第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
 - 2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
 - 6 競争入札に付することが不利と認められるとき。

【本件に係る江戸川区公契約審査会への諮問について】

随意契約の締結について、別紙のとおり江戸川区公契約審査会へ諮問し、答申を得ています。

以上

江戸川区長 斉 藤 猛 に

諮 問 書

江戸川区立葛西第二中学校改築工事における地方自治法施行令第 167 条の2第1項第8号による随意 契約の実施について、江戸川区公契約条例第 30 条第3項の規定により諮問します。

記

諮問案件

江戸川区立葛西第二中学校改築工事における地方自治法施行令第 167 条の2第1項第 8号による随意契約の実施について

別紙のとおり、江戸川区立葛西第二中学校改築工事における地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約の実施について、意見を聴取します。

【参考:江戸川区公契約条例】

- 第三十条 公契約過程の適正化及び公平かつ公正な落札者の選定過程の確保のため、区長の附属機関として、江戸川区公契約審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、この条例の規定に基づき、特定公共事業及び特定公共工事について区長に対して 意見を述べる。
- 3 審査会は、<u>区長の諮問に応じ、</u>又は自発的に、<u>公契約過程に関する重要事項について調査審</u> 議し、区長に対して意見を述べることができる。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づき、江戸川区立葛西第二中学校改 築工事において随意契約を実施したい。

2 入札の状況

工事件名	入札方法	開札日	結果
江戸川区立葛西第二中学 校改築工事	社会的要請型総合評価一般競争入札	令和6年2月28日	不調(全者辞退)
		令和6年7月31日	不調(全者辞退)
		令和7年2月28日	不調 (全者辞退)
	制限付一般競争入札		不調 (参加なし)

3 根拠規定

地方自治法施行令

(随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一~七 (省略)

八 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

4 参考規定

(1) 江戸川区公契約条例

(社会的要請型総合評価一般競争入札)

第十六条 区は、特定公共事業の果たすべき社会的要請を最大限に実現するため、特定公共工事の落札者の選定に当たっては、特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現への貢献を当該評価項目に加えた総合評価方式による一般競争入札(以下「社会的要請型総合評価一般競争入札」という。)によらなければならない。ただし、社会的要請型総合評価一般競争入札により落札者が選定し難いときは、他の方法によることができる。

(2) 江戸川区社会的要請型総合評価一般競争入札実施要綱

- 第7条の2 条例第16条第1項ただし書に規定する落札者が選定し難いときとは、 社会的要請型総合評価一般競争入札に2回付したにもかかわらず入札者若しくは 落札者がない場合又は落札者が契約を締結しない場合であって、特定公共工事の円 滑な実施に重大な支障が生じるときとする。
- 2 条例第 16 条第 1 項ただし書に規定する他の方法とは、制限付一般競争入札を基本とする。

江戸川区長 斉藤 猛 殿

江戸川区公契約審査会 会長 鈴 木 孝 男



答 申 書

令和7年5月2日付け、25総契送第68号で諮問のあった江戸川区立葛西第二中学校改築工事における地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約の実施について、江戸川区公契約条例第30条第2項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

記

諮問のあった 案件名	江戸川区立葛西第二中学校改築工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項第8号による随意契約の実施について
審議結果 · 答申内容	江戸川区立葛西第二中学校改築工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項第8号による随意契約の実施については、適切であると認めます。

江戸川区長 斉 藤



諮 問 書

江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築工事における地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による随意契約の締結について、江戸川区公契約条例第30条第3項の規定により諮問します。

記

諮問案件

江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築工事における、地方自 治法施行令第167条の2第1項第6号による随意契約の締結について

別紙のとおり、江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築工事における、地方 自治法施行令第167条の2第1項第6号による随意契約の締結について、意見を聴取します。

【参考:江戸川区公契約条例】

- 第三十条 公契約過程の適正化及び公平かつ公正な落札者の選定過程の確保のため、区長の附属 機関として、江戸川区公契約審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、この条例の規定に基づき、特定公共事業及び特定公共工事について区長に対して 意見を述べる。
- 3 審査会は、<u>区長の諮問に応じ、</u>又は自発的に、<u>公契約過程に関する重要事項について調査審</u> 議し、区長に対して意見を述べることができる。

江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築工事について、入札を 実施することにより契約の時期を失することを防ぐため、地方自治法施行令第 167 条 の2第1項第6号に基づき、随意契約を締結したい。

2 入札等の状況

工事件名	入札方法等	開札日	結果
	社会的要請型総合評価一般競争入札	令和6年2月28日	不調(全者辞退)
 江戸川区立上小岩小学		令和6年7月31日	不調 (全者辞退)
校改築工事	川川 川文が、サノベイム	令和7年2月28日	不調(全者辞退)
以以来工事	制限付一般競争入札	令和7年6月3日	不調 (全者辞退)
	8 号随意契約		成立せず
	社会的要請型総合評価一般競争入札	令和6年2月28日	不調 (全者辞退)
江戸川区立葛西第二中		令和6年7月31日	不調 (全者辞退)
学校改築工事		令和7年2月28日	不調(全者辞退)
	制限付一般競争入札		不調 (参加なし)
	8 号随意契約		成立せず

3 根拠規定

【地方自治法施行令】

(随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一~五 (省略)

- 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 八 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
- 九 落札者が契約を締結しないとき。

【予算決算及び会計令】

(指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合の財務大臣への協議)

第百二条の四 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろ うとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただ し、次に掲げる場合は、この限りでない。

一~三 (省略)

四 競争に付することを不利と認めて随意契約によろうとする場合において、その不 利と認める理由が次のイからニまでの一に該当するとき。

イ~ハ (省略)

ニ 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもつ

<u>て契約をしなければならないこととなるおそれがあること。</u> 五~七 (省略)

4 参考規定

(1) 江戸川区公契約条例

(社会的要請型総合評価一般競争入札)

第十六条 区は、特定公共事業の果たすべき社会的要請を最大限に実現するため、特定公共工事の落札者の選定に当たっては、特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現への貢献を当該評価項目に加えた総合評価方式による一般競争入札(以下「社会的要請型総合評価一般競争入札」という。)によらなければならない。ただし、社会的要請型総合評価一般競争入札により落

札者が選定し難いときは、他の方法によることができる。

(2) 江戸川区社会的要請型総合評価一般競争入札実施要綱

- 第7条の2 条例第16条第1項ただし書に規定する落札者が選定し難いときとは、 社会的要請型総合評価一般競争入札に2回付したにもかかわらず入札者若しくは 落札者がない場合又は落札者が契約を締結しない場合であって、特定公共工事の円 滑な実施に重大な支障が生じるときとする。
- 2 条例第 16 条第 1 項ただし書に規定する他の方法とは、制限付一般競争入札を基本とする。

江戸川区長 斉藤 猛 殿

江戸川区公契約審査会 会長 鈴 木 孝 男



答 申 書

令和7年7月22日付け、25 総契送第184号で諮問のあった江戸川区立上小岩小学校及び葛西第二中学校改築工事における地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による随意契約の締結について、江戸川区公契約条例第30条第2項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

記

諮問のあった 案件名	江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築工事における、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約の締結について
審議結果・答申内容	江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築工事における地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による随意契約の締結について、これを認めます。 この場合、公共工事の現状、本工事の実情等を勘案し、工期及び予定価格を適正に設定するなど、適切な対応を求めます。
: 	

江戸川区長 斉 藤



諮 問 書

江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号による随意契約の締結、及び同号による随意契約の締結に至らない場合における、同項第 6 号による随意契約の締結について、江戸川区公契約条例第 30 条第 3 項の規定により諮問します。

記

諮問案件

江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事における地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約の締結、及び同号による随意契約の締結に至らない場合における、同項第6号による随意契約の締結について

別紙のとおり、江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号による随意契約の締結、及び同号による随意契約の締結に至らない場合における、同項第 6 号による随意契約の締結について、意見を聴取します。

【参考:江戸川区公契約条例】

- 第三十条 公契約過程の適正化及び公平かつ公正な落札者の選定過程の確保のため、区長の附属機関として、江戸川区公契約審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、この条例の規定に基づき、特定公共事業及び特定公共工事について区長に対して 意見を述べる。
- 3 審査会は、<u>区長の諮問に応じ、</u>又は自発的に、<u>公契約過程に関する重要事項について調査審</u> 議し、区長に対して意見を述べることができる。

江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事について、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約を締結したい。

また、同号による随意契約の締結に至らない場合においては、入札を実施することにより契約の時期を失することを防ぐため、同項第6号に基づき、随意契約を締結したい。

2 入札等の状況

工事件名	入札方法等	開札日	結果
校改築に伴り電気設備	社会的要請型総合評価一般競争入札	令和6年2月28日	入札打切り
		令和6年7月31日	入札打切り
		令和7年2月28日	入札打切り(落札
		1711 7 7 7 20 1	者選定済)
江戸川区立葛西第二中 学校改築に伴う電気設 備工事	社会的要請型総合評	令和6年2月28日	入札打切り
		令和6年7月31日	入札打切り
	価一般競争入札	令和7年2月28日	入札打切り(落札
31,7	"	5	者選定済)

3 根拠規定

【地方自治法施行令】

(随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一~五 (省略)

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

【予算決算及び会計令】

(指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合の財務大臣への協議)

第百二条の四 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一~三 (省略)

四 競争に付することを不利と認めて随意契約によろうとする場合において、その不利と認める理由が次のイから二までの一に該当するとき。

イ~ハ (省略)

ニ 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもつ

て契約をしなければならないこととなるおそれがあること。

五~七 (省略)

4 参考規定

(1)、江戸川区公契約条例

(社会的要請型総合評価一般競争入札)

- 第十六条 区は、特定公共事業の果たすべき社会的要請を最大限に実現するため、特定公共工事の落札者の選定に当たっては、特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現への貢献を当該評価項目に加えた総合評価方式による一般競争入札(以下「社会的要請型総合評価一般競争入札」という。)によらなければならない。ただし、社会的要請型総合評価一般競争入札により落札者が選定し難いときは、他の方法によることができる。
- (2) 江戸川区社会的要請型総合評価一般競争入札実施要綱

- 第7条の2 条例第16条第1項ただし書に規定する落札者が選定し難いときとは、 社会的要請型総合評価一般競争入札に2回付したにもかかわらず入札者若しくは 落札者がない場合又は落札者が契約を締結しない場合であって、特定公共工事の円 滑な実施に重大な支障が生じるときとする。
- 2 条例第 16 条第 1 項ただし書に規定する他の方法とは、制限付一般競争入札を基本とする。

江戸川区長 斉 藤



諮 問 書

江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う機械設備工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号による随意契約の締結、及び同号による随意契約の締結に至らない場合における、同項第 6 号による随意契約の締結について、江戸川区公契約条例第 30 条第 3 項の規定により諮問します。

記

諮問案件

江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う機械設備工事における地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約の締結、及び同号による随意契約の締結に至らない場合における、同項第6号による随意契約の締結について

別紙のとおり、江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う機械設備工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号による随意契約の締結、及び同号による随意契約の締結に至らない場合における、同項第 6 号による随意契約の締結について、意見を聴取します。

【参考:江戸川区公契約条例】

- 第三十条 公契約過程の適正化及び公平かつ公正な落札者の選定過程の確保のため、区長の附属 機関として、江戸川区公契約審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、この条例の規定に基づき、特定公共事業及び特定公共工事について区長に対して 意見を述べる。
- 3 審査会は、<u>区長の諮問に応じ、</u>又は自発的に、<u>公契約過程に関する重要事項について調査審</u> 議し、区長に対して意見を述べることができる。

江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う機械設備工事について、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約を締結したい。また、同号による随意契約の締結に至らない場合においては、入札を実施することにより契約の時期を失することを防ぐため、同項第6号に基づき、随意契約を締結したい。

2 入札等の状況

工事件名	入札方法等	開札日	結果
 江戸川区立上小岩小学	社会的要請型総合評価一般競争入札	令和6年2月28日	入札打切り
校改築に伴う機械設備工事		令和6年7月31日	入札打切り
		令和7年2月28日	入札打切り(落札
			者選定済)
江戸川区立葛西第二中 学校改築に伴う機械設 備工事	Mary Mary Control	令和6年2月28日	入札打切り
	社会的要請型総合評	令和6年7月31日	入札打切り
	価一般競争入札	令和7年2月28日	入札打切り(落札
NIN — 4			者選定済)

3 根拠規定

【地方自治法施行令】

(随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一~五 (省略)

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

【予算決算及び会計令】

(指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合の財務大臣への協議)

第百二条の四 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一~三 (省略)

四 競争に付することを不利と認めて随意契約によろうとする場合において、その不利と認める理由が次のイからニまでの一に該当するとき。

イ~ハ (省略)

<u>二</u> 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもつ

て契約をしなければならないこととなるおそれがあること。

五~七 (省略)

4 参考規定

(1) 江戸川区公契約条例

(社会的要請型総合評価一般競争入札)

第十六条 区は、特定公共事業の果たすべき社会的要請を最大限に実現するため、特定公共工事の落札者の選定に当たっては、特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現への貢献を当該評価項目に加えた総合評価方式による一般競争入札(以下「社会的要請型総合評価一般競争入札」という。)によらなければならない。ただし、社会的要請型総合評価一般競争入札により落札者が選定し難いときは、他の方法によることができる。

(2) 江戸川区社会的要請型総合評価一般競争入札実施要綱

- 第7条の2 条例第16条第1項ただし書に規定する落札者が選定し難いときとは、 社会的要請型総合評価一般競争入札に2回付したにもかかわらず入札者若しくは 落札者がない場合又は落札者が契約を締結しない場合であって、特定公共工事の円 滑な実施に重大な支障が生じるときとする。
- 2 条例第 16 条第 1 項ただし書に規定する他の方法とは、制限付一般競争入札を基本とする。

江戸川区長 斉藤猛殿

江戸川区公契約審査会 会長 鈴 木 孝 男



答 申 書

令和7年7月22日付け、25 総契送第184号で諮問のあった江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事及び機械設備工事における、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約の締結、及び同号による随意契約の締結に至らない場合における、同項第6号による随意契約の締結について、江戸川区公契約条例第30条第2項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

記

諮問のあった 案件名

江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事及び機械設備工事における、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約の締結、及び同号による随意契約の締結に至らない場合における、同項第6号による随意契約の締結について

審議結果 · 答申內容

江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事及び機械設備工事における、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約の実施について、これを認めます。

また、江戸川区立上小岩小学校及び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事及び機械設備工事において、同号による随意契約の締結に至らない場合における、同項第6号による随意契約の締結については、これを認めます。

この場合、公共工事の現状、本工事の実情等を勘案し、工期及び予定価格を適正に設定するなど、適切な対応を求めます。

江戸川区長 斉 藤



諮 問 書

江戸川区立葛西第二中学校改築工事における地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号及び第6号による随意契約の締結及び締結事業者について、江戸川区公契約条例第 30 条第 3 項の規定により諮問します。

記

諮問案件

江戸川区立葛西第二中学校改築工事における地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び第6号による随意契約の締結及び締結事業者について

別紙のとおり、江戸川区立葛西第二中学校改築工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号による随意契約の締結及び締結事業者について、意見を聴取します。

【参考:江戸川区公契約条例】

- 第三十条 公契約過程の適正化及び公平かつ公正な落札者の選定過程の確保のため、区長の附属 機関として、江戸川区公契約審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、この条例の規定に基づき、特定公共事業及び特定公共工事について区長に対して 意見を述べる。
- 3 審査会は、<u>区長の諮問に応じ、</u>又は自発的に、<u>公契約過程に関する重要事項について調査審</u> 議し、区長に対して意見を述べることができる。

江戸川区立葛西第二中学校改築工事について、「福田・山内建設共同企業体」と地方 自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号による随意契約を締結します。

2 事業者の指定理由

本件は令和6年1月の公告より3回にわたり社会的要請型総合評価一般競争入札を 行いましたが、いずれも契約不調となりました。さらに令和7年4月、制限付一般競 争入札により公告を行った結果、入札参加者がいないため契約不調となり、工事着手 がすでに1年以上遅延しています。

本工事は、新校舎建設、既存屋内運動場解体及び校庭整備を行うものであり、仮設校舎にて学校運営を行いながら工事をする必要があります。度重なる契約不調により学校改築事業が停滞することで、学校運営及び生徒の学校生活に大きな負担が生じているため、早急に事業を進める必要があります。

令和7年7月に過去の入札参加事業者等に対して学校改築工事を実施可能な条件についてサウンディング調査を実施しました。調査の結果全9社中、回答できない、技術者不足等により2年ほど先でないと工事着手ができない又は金額の詳細が算出できないという回答が7社あり、詳細金額及び年度内工事着手の回答が2社ありました。そのうち、区が想定する事業スケジュールに最も条件が近く、速やかに工事に着手できる体制が整うと回答したのは福田・山内建設共同企業体でした。但し、同企業体としても、(同企業体の)構成会社の工事受注状況から、早期に契約をしなければ、回答したスケジュール・体制で工事を実施することは困難ということでした。

サウンディング調査の結果から、早急に契約を締結しなければ、契約の時期を失する恐れがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき福田・山内建設共同企業体と特命随意契約を締結することとします。

3 入札等の状況

工事件名	入札方法等	開札日	結果
江戸川区立葛西第二中 学校改築工事	社会的要請型総合評価一般競争入札	令和6年2月28日	不調(全者辞退)
		令和6年7月31日	不調(全者辞退)
		令和7年2月28日	不調(全者辞退)
	制限付一般競争入札		不調(参加なし)
	8 号随意契約		成立せず

4 根拠規定

【地方自治法施行令】

(随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一(省略)

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目 的が競争入札に適しないものをするとき。

三~五 (省略)

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

- 七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 八 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
- 九 落札者が契約を締結しないとき。

【予算決算及び会計令】

(指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合の財務大臣への協議)

第百二条の四 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一~二 (省略)

- 三 契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合又は緊急の必要により競争に付することができない場合において、随意契約によろうとするとき。
- 四 競争に付することを不利と認めて随意契約によろうとする場合において、その不利と認める理由が次のイから二までの一に該当するとき。

イ~ハ (省略)

<u>ニ 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもつ</u>て契約をしなければならないこととなるおそれがあること。

五~七 (省略)

5 参考規定

(1) 江戸川区公契約条例

(社会的要請型総合評価一般競争入札)

第十六条 区は、特定公共事業の果たすべき社会的要請を最大限に実現するため、特定公共工事の落札者の選定に当たっては、特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現への貢献を当該評価項目に加えた総合評価方式による一般競争入札(以下「社会的要請型総合評価一般競争入札」という。)によらなければならない。ただし、社会的要請型総合評価一般競争入札により落札者が選定し難いときは、他の方法によることができる。

(2) 江戸川区社会的要請型総合評価一般競争入札実施要綱

- 第7条の2 条例第16条第1項ただし書に規定する落札者が選定し難いときとは、 社会的要請型総合評価一般競争入札に2回付したにもかかわらず入札者若しくは 落札者がない場合又は落札者が契約を締結しない場合であって、特定公共工事の円 滑な実施に重大な支障が生じるときとする。
- 2 条例第 16 条第 1 項ただし書に規定する他の方法とは、制限付一般競争入札を基本とする。

江戸川区長 斉 藤



諮 問 書

江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号による随意契約の締結及び締結事業者について、江戸川区公契約条例第 30 条第 3 項の規定により諮問します。

記

諮問案件

江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事における地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号及び第6号による随意契約の締結及び締結事業者について

別紙のとおり、江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事における地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号及び第6号による随意契約の締結及び締結事業者について、意見を聴取します。

【参考:江戸川区公契約条例】

- 第三十条 公契約過程の適正化及び公平かつ公正な落札者の選定過程の確保のため、区長の附属機関として、江戸川区公契約審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、この条例の規定に基づき、特定公共事業及び特定公共工事について区長に対して 意見を述べる。
- 3 審査会は、<u>区長の諮問に応じ、</u>又は自発的に、<u>公契約過程に関する重要事項について調査審</u> 議し、区長に対して意見を述べることができる。

江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事について、「桐井電設工業株式会社」と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号による随意契約を締結します。

2 事業者の指定理由

本件は社会的要請型総合評価一般競争入札方式にて入札を行いましたが、江戸川区立葛西第二中学校改築工事の入札不調に伴い、3度打ち切りになりました。なお、3度目の入札に関しては開札後、公契約審査会による落札者選定を経て、桐井電設工業株式会社が落札者となりました。

この度、江戸川区立葛西第二中学校改築工事の請負業者選定が進み、同時に施工する設備業者も早急に契約を締結しなければ、契約の時期を失する恐れがあるため、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第6号の規定に基づき、本件において落札者に選定された実績のある桐井電設工業株式会社と特命随意契約を締結することとします。

3 入札等の状況

工事件名	入札方法等	開札日	結果
		令和6年2月28日	入札打切り
江戸川区立葛西第二中学	社会的要請型総合評	令和6年7月31日	入札打切り
校改築に伴う電気設備工	価一般競争入札	令和7年2月28日	入札打切り (落札
事		77414-2月28日	者選定済)
	8 号随意契約		成立せず

4 根拠規定

【地方自治法施行令】

(随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一(省略)
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目 的が競争入札に適しないものをするとき。

三~五 (省略)

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

- 七時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 八 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
- 九 落札者が契約を締結しないとき。

【予算決算及び会計令】

(指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合の財務大臣への協議)

第百二条の四 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろ うとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただ し、次に掲げる場合は、この限りでない。

一~二 (省略)

- 三 契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合又は緊急の必要により競争に付することができない場合において、随意契約によろうとするとき。
- 四 競争に付することを不利と認めて随意契約によろうとする場合において、その不 利と認める理由が次のイからニまでの一に該当するとき。

イ~ハ (省略)

<u>ニ 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもつて契約をしなければならないこととなるおそれがあること。</u>

五~七 (省略)

5 参考規定

(1) 江戸川区公契約条例

(社会的要請型総合評価一般競争入札)

- 第十六条 区は、特定公共事業の果たすべき社会的要請を最大限に実現するため、特定公共工事の落札者の選定に当たっては、特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現への貢献を当該評価項目に加えた総合評価方式による一般競争入札(以下「社会的要請型総合評価一般競争入札」という。)によらなければならない。ただし、社会的要請型総合評価一般競争入札により落札者が選定し難いときは、他の方法によることができる。
- (2) 江戸川区社会的要請型総合評価一般競争入札実施要綱

- 第7条の2 条例第16条第1項ただし書に規定する落札者が選定し難いときとは、 社会的要請型総合評価一般競争入札に2回付したにもかかわらず入札者若しくは 落札者がない場合又は落札者が契約を締結しない場合であって、特定公共工事の円 滑な実施に重大な支障が生じるときとする。
- 2 条例第 16 条第 1 項ただし書に規定する他の方法とは、制限付一般競争入札を基本とする。

江戸川区長 斉 藤



諮 問 書

江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う機械設備工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号による随意契約の締結及び締結事業者について、江戸川区公契約条例第 30 条第 3 項の規定により諮問します。

記

諮問案件

江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う機械設備工事における地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号及び第6号による随意契約の締結及び締結事業者について

別紙のとおり、江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う機械設備工事における地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号及び第6号による随意契約の締結及び締結事業者について、意見を聴取し ます。

【参考:江戸川区公契約条例】

- 第三十条 公契約過程の適正化及び公平かつ公正な落札者の選定過程の確保のため、区長の附属機関として、江戸川区公契約審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、この条例の規定に基づき、特定公共事業及び特定公共工事について区長に対して 意見を述べる。
- 3 審査会は、区長の諮問に応じ、又は自発的に、公契約過程に関する重要事項について調査審議し、区長に対して意見を述べることができる。

江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う機械設備工事について、「株式会社アイ・エヌ・オー」と地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号及び第6号による随意契約を締結します。

2 事業者の指定理由

本件は社会的要請型総合評価一般競争入札方式にて入札を行いましたが、江戸川区立葛西第二中学校改築工事の入札不調に伴い、3度打ち切りになりました。なお、3度目の入札に関しては開札後、公契約審査会による落札者選定を経て、株式会社アイ・エヌ・オーが落札者となりました。

この度、江戸川区立葛西第二中学校改築工事の請負業者選定が進み、同時に施工する設備業者も早急に契約を締結しなければ、契約の時期を失する恐れがあるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定に基づき、本件において落札者に選定された実績のある株式会社アイ・エヌ・オーと特命随意契約を締結することとします。

3 入札等の状況

工事件名	入札方法等	開札日	結果
		令和6年2月28日	入札打切り
江戸川区立葛西第二中学	社会的要請型総合評	令和6年7月31日	入札打切り
校改築に伴う機械設備工	価一般競争入札	△和7年9月99日	入札打切り (落札
事		令和7年2月.28日	者選定済)
	8 号随意契約		成立せず

4 根拠規定

【地方自治法施行令】

(随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一(省略)

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目 的が競争入札に適しないものをするとき。

三~五 (省略)

- 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 七時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 八 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
- 九 落札者が契約を締結しないとき。

【予算決算及び会計令】

(指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合の財務大臣への協議)

第百二条の四 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろ うとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただ し、次に掲げる場合は、この限りでない。

一~二 (省略)

- 三 契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合又は緊急の必要により競争に付することができない場合において、随意契約によろうとするとき。
- 四 競争に付することを不利と認めて随意契約によろうとする場合において、その不 利と認める理由が次のイからニまでの一に該当するとき。

イ~ハ (省略)

<u>ニ 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもつ</u> て契約をしなければならないこととなるおそれがあること。

五~七 (省略)

5 参考規定

(1) 江戸川区公契約条例

(社会的要請型総合評価一般競争入札)

第十六条 区は、特定公共事業の果たすべき社会的要請を最大限に実現するため、特定公共工事の落札者の選定に当たっては、特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現への貢献を当該評価項目に加えた総合評価方式による一般競争入札(以下「社会的要請型総合評価一般競争入札」という。)によらなければならない。ただし、社会的要請型総合評価一般競争入札により落札者が選定し難いときは、他の方法によることができる。

(2) 江戸川区社会的要請型総合評価一般競争入札実施要綱

- 第7条の2 条例第16条第1項ただし書に規定する落札者が選定し難いときとは、 社会的要請型総合評価一般競争入札に2回付したにもかかわらず入札者若しくは 落札者がない場合又は落札者が契約を締結しない場合であって、特定公共工事の円 滑な実施に重大な支障が生じるときとする。
- 2 条例第 16 条第 1 項ただし書に規定する他の方法とは、制限付一般競争入札を基本とする。

江戸川区長 斉藤猛殿

江戸川区公契約審査会 会長 鈴 木 孝 男



答 申 書

令和7年9月2日付け、25 総契送第256号から第258号において諮問のあった江戸 川区立葛西第二中学校改築工事、江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事及 び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う機械設備工事における、地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号及び第6号による随意契約の締結及び締結事業者について、江 戸川区公契約条例第30条第2項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

記

T.		
		江戸川区立葛西第二中学校改築工事、江戸川区立葛西第二中学校改築に伴
	諮問のあった	う電気設備工事及び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う機械設備工事に
	案件名	おける、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号による随意
		契約の締結及び締結事業者について
	審議結果・	江戸川区立葛西第二中学校改築工事、江戸川区立葛西第二中学校改築に伴
	答申内容	う電気設備工事及び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う機械設備工事に
		おける、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号による随意
		契約の締結及び締結事業者について、これを認めます。
		#2
- 1		